

第 18 号議案

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例の一部を改正する条例の件
神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例の一部を改正する条例
神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例（平成12年 3 月条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第9条関係）

(1) 施設の使用料

施設		使用料（単位 円）						時間利用 （1時間 につき）
名称		午前 〔午前9 時から正 午まで〕	午後 〔午後1 時から午 後5時ま で〕	夜間 〔午後6 時から午 後9時ま で〕	午前・午 後 〔午前9 時から午 後5時ま で〕	午後・夜 間 〔午後1 時から午 後9時ま で〕	終日 〔午前9 時から午 後9時ま で〕	
会議室	大	1,200	1,600	1,200	2,800	2,800	4,000	400
	小	600	800	600	1,400	1,400	2,000	200
多目的室	大	2,400	3,200	2,400	5,600	5,600	8,000	800
	小	1,800	2,400	1,800	4,200	4,200	6,000	600
セミナー室		2,400	3,200	2,400	5,600	5,600	8,000	800
体育館		4,000	5,300	4,000	9,300	9,300	13,300	1,300
和室		600	800	600	1,400	1,400	2,000	200
工作室		1,800	2,400	1,800	4,200	4,200	6,000	600
調理室		3,300	4,400	3,300	7,700	7,700	11,000	1,100

備考 [略]

(2) [略]

改正前

別表（第9条関係）

(1) 施設の使用料

施設		使用料（単位 円）					
名称		午前 〔午前9時 から正午ま で〕	午後 〔午後1時 から午後5 時まで〕	夜間 〔午後6時 から午後9 時まで〕	午前・午後 〔午前9時 から午後5 時まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後9 時まで〕	終日 〔午前9時 から午後9 時まで〕
会議室	大	1,100	1,400	1,100	2,500	2,500	3,600
	小	500	700	500	1,200	1,200	1,700
多目的室	大	2,100	2,800	2,100	4,900	4,900	7,000
	小	1,600	2,100	1,600	3,700	3,700	5,300
セミナー室		2,100	2,800	2,100	4,900	4,900	7,000
体育館		3,500	4,600	3,500	8,100	8,100	11,600
和室		500	700	500	1,200	1,200	1,700
工作室		1,600	2,100	1,600	3,700	3,700	5,300
調理室		2,900	3,800	2,900	6,700	6,700	9,600

備考 [略]

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の神戸市生涯学習支援センターその他の施設の使用について適用し、同日前の神戸市生涯学習支援センターその他の施設の使用については、なお従前の例による。

理 由

神戸市生涯学習支援センターの使用料を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。